

# 生駒市図書館リニューアル工事実施設計等委託業務に係る

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 目的

生駒市図書館は、昭和62年に開館し、築37年以上を経過したことから設備や内装、館内レイアウトが今の市民ニーズに合わないという課題を抱えている。令和5年には市民ワークショップを行い、現状の課題を分析しこれからの図書館像について考える機会を設けた。

本プロポーザルは、当該ワークショップにおいて出された市民の意見により決定した「リニューアルの方向性」に基づいた技術提案を求め、その内容及び能力を総合的に判断し、最も適切と判断される事業者を選定することを目的とする。

#### (2) 業務名 生駒市図書館リニューアル工事実施設計等委託業務

#### (3) 業務内容

- ・本業務は、生駒市図書館リニューアル工事に係る実施設計業務とする。
- ・実施設計業務には、内装・設備等に係る工事のほか、什器・備品の設計・選定・配置も含む。
- ・本業務は提示された与条件及び適用基準に基づき、管理技術者（建築士法（昭和25年法律第202号第2条第2項）に規定する1級建築士で、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者）が確認を行うこと。
- ・関係法令及び別添の「適用基準等リスト」に留意し、具体性、実効性を持った内容とすること。
- ・設計業務にあたっては、生駒市図書館との協議に誠実に対応すること。また、打合せ記録を速やかに提出すること。
- ・契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

#### (4) 成果物

成果物の取扱いについて

- ・提出された各データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、完成図の作成等及び完成後の維持管理に使用することがある。
- ・成果物は全てをデータ化し、CD-R等で提出すること。

ア 提案に関連する書類（必要書類のみ）

図面・図書類

(ア) 意匠図

仕上表（仕様書）、付近見取り図、配置図、敷地求積図、建築面積集積図  
床面積求積図、平面図、立面図、断面図、矩形図、天井伏図、展開図、建具表等

(イ) 構造図

杭伏図、基礎伏図、各階伏図（床伏図）、軸組図、小屋伏図等

(ウ) 設備図

給排水衛生設備図、空調設備図、電気設備図、ガス設備図等

その他

提案に関連する書類で、市が不足と判断した場合、要求に応じ、別途協議の上、  
定めた期日内に準備すること。

イ 工事入札用関係書類

(ア) 工事関係

- ・工事実施設計図面（CAD 形式は協議の上決定）

※本市の完了検査合格後に A 3 縮小版 2 部を製本すること。

- ・積算関係書類

積算数量算出書（数量調書）、見積書等関係資料、営繕工事積算チェックリスト、  
工事費内訳書

※工事費内訳書及び見積比較表（各カタログ、刊行物含む）については、「営繕  
積算システム R I B C 2（（財）建築コスト管理システム研究所）を使用しても  
よい。

- ・概略工事工程表
- ・関係法令チェックリスト
- ・打合せ記録

(イ) 什器等金額・積算書作成

設計に基づく内訳書・オーダーメイド品は安全検証・品質を保証する資料

ウ 工事遂行に必要な事前協議及び調査・届出等

行政機関や関係法令で必要な協議、調査、検査、届出等の遂行及び完了書類等

(例) ハウス造作

消防・建築事前協議、関連届出類（着工・設計）、アスベスト調査

その他

提案に関連する書類で、市が不足と判断した場合、要求に応じ、別途協議の上、  
定めた期日内に準備すること。

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

なお、リニューアル工事の概算金額については、令和6年12月28日までに提出すること。

(6) 本提案に関するリニューアル工事について

- |         |                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| ア 工事期間  | 令和7年11月1日～令和8年2月28日（予定）                                               |
| イ 概算工事費 | 88,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）<br>※概算工事費には、什器・備品購入費等全てのリニューアルに係る経費を含める。 |
| ウ 開館    | 令和8年4月（予定）                                                            |

2. 本プロポーザルの設計委託業務料上限額（予定価格）

6,426,200円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上限を超える提案は失格とする

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

2者以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(6)の事項をすべて満たし、かつ構成団体のうち1者以上は次の(7)の事項も満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。

(1) 市の令和6年度建設工事業者、測量・建設コンサルタント業者、物品・委託業務業者に登録していること。ただし、資格者名簿に未登録者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

- ① 誓約書（暴力団排除関係）（様式1）
- ② 法人にあつては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
- ③ 個人にあつては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
- ④ 法人にあつては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- ⑤ 個人にあつては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

(2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規

定に該当しないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 本市による入札参加停止を、公告日現在から受託候補者特定の日まで受けていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者（支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

#### 4. 見学会

令和6年8月19日（月）10時00分～15時00分

予備日：令和6年8月26日（月）10時00分～15時00分

参加を希望される場合は、各日前日17時までに電子メールで、

件名「「生駒市図書館リニューアル工事実施設計等委託業務提案に関する見学会」としてお申込みください。お申込み次第、生駒市図書館から返信のメールをしますので、ご確認のうえご来館ください。

申込み先メールアドレス：[library@city.ikoma.lg.jp](mailto:library@city.ikoma.lg.jp)

※見学会では質問はお受けしません。

※見学会では、施設内の見学の他に完成図書と「アスベストの有無に関する事前調査結果報告書（令和６年７月）」の閲覧も行います。

※見学会にお越しの方には提供可能な CAD データも準備しておりますので、必要な場合は当日にお申し出ください。

## 5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和６年８月２２日（木）１７時００分まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式２）により、電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名は「生駒市図書館リニューアル工事実施設計等委託業務提案に関する質問」としてください。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

提出先メールアドレス：[library@city.ikoma.lg.jp](mailto:library@city.ikoma.lg.jp)

(3) 回答日：令和６年８月２８日（水）

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

## 6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式３） 原本１部 副本１０部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本１部、副本１０部

※原本と副本が識別できるようにしておくこと。

※副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

ア 会社概要（様式４）

イ 技術者の概要（様式５）

ウ 業務実績調書（様式６）

エ 担当技術者調書（様式７）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式８）

カ 再委託調書（様式９）

※再委託する場合のみ

※受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

キ 共同企業体協定書（様式１０）

ク 工程表（様式１１）

ケ 業務実施方針及び体制表（任意様式）

コ 企画提案書（任意様式）

※別紙「企画提案書等作成要領」を参照すること。

サ 参考見積書（任意様式）

※実施設計料、工事費、監理料の各参考見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）

※必要な経費について、費用の内訳が分かるように記載すること。独自提案において費用が発生する場合は、その費用を含めて積算すること。

※見積額は税込みと税抜きの額がわかるように表示すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和6年9月10日（火）17時00分まで（必着）

② 提出場所：生駒市図書館

（持参の場合は、図書館窓口でプロポーザル書類届出の旨をお伝え下さい）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。持参の場合は、図書館の休館日（館内整理日を除く）は除く。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7. 審査方法 プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「8. 審査基準及び配点」に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和6年9月20日（金）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、「8. 審査基準及び配点」に基づいて再評価する。

実施日：令和6年9月27日（金）予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面で通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

8. 審査基準及び配点 プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

| 審査項目           | 評価基準                                                                                                                  | 評価点  |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 業務実施方針<br>及び体制 | 本業務を理解した方針が設定できているか<br>本業務を遂行できる体制が組まれているか<br>(様式4, 様式5, 様式7, 様式8, 様式9、業務実施方針<br>及び体制表(任意様式) 工事費・監理料の参考見積書<br>(任意様式)) | 35点  |
| 業務実績           | 図書館や公共施設、店舗内装における空間デザイン等<br>の設計業務実績<br>(様式6)                                                                          | 5点   |
| 工程表            | 当業務を確実に実施できるスケジュールであるか。<br>(様式11)                                                                                     | 15点  |
| 提案企画           | 外観、内装デザイン<br>機能性<br>独自性のある提案<br>(企画提案書(任意様式))                                                                         | 140点 |
| 提案金額           | 提案内容に見合った適正な金額となっているか<br>(実施設計料参考見積書(任意様式))                                                                           | 5点   |

合計 200点

9. 日程

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 公示         | 令和6年8月15日(木)           |
| 見学会        | 令和6年8月19日(月)、予備日26日(月) |
| 質問受付締切     | 令和6年8月22日(木) 17時00分まで  |
| 質問回答       | 令和6年8月28日(水)           |
| 企画提案書等受付締切 | 令和6年9月10日(火) 17時00分まで  |
| 第1次審査      | 令和6年9月20日(金)           |
| 第2次審査      | 令和6年9月27日(金)(予定)       |
| 結果通知       | 令和6年10月1日(火)(予定)       |
| 契約締結       | 令和6年10月上旬(予定)          |
| 業務開始       | 令和6年10月上旬(予定)          |

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に参加しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 設計委託業務料の上限額（６，４２６，２００円）を超過したもの

#### 1 1. 契約

- (1) 受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。契約後は、生駒市図書館と協議のうえ設計業務を行うこと。
- (2) 工事に伴う監理業務については、設計業務完了後、別途契約手続きを行う。
- (3) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。

#### 1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとするとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、生駒市に帰属する。
- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 本業務に関して生駒市から貸与された情報その他知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の追行以外の目的に使用してはならない。

#### 1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市図書館 担当 中榮

生駒市辻町２３８ TEL 0743-75-5000

メールアドレス [library@city.ikoma.lg.jp](mailto:library@city.ikoma.lg.jp)

## ○適用基準等

別添

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| a. 共通                       | ( 年 版 等 )   |
| ○ 建築設計業務等電子納品要領             | ( 令和 3 年 )  |
| ○ 建築C A D図面作成要領(案)          | ( 令和 3 年 )  |
| ○ 公共建築工事積算基準                | ( 令和 5 年 )  |
| ○ 建築物解体工事共通仕様書              | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル | ( 改訂版 )     |
| ○ 建築工事における建設副産物管理マニュアル      | ( 最新版 )     |
|                             |             |
| b. 建築                       |             |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）        | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）      | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 建築設計基準・同解説                | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 建築構造設計基準・同解説              | ( 令和 3 年 )  |
| ○ 建築工事設計図書作成基準              | ( 令和 2 年 )  |
| ○ 建築工事標準詳細図                 | ( 令和 4 年 )  |
|                             |             |
| c. 建築積算                     |             |
| ○ 公共建築数量積算基準                | ( 令和 5 年 )  |
| ○ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）      | ( 令和 5 年 )  |
| ○ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）       | ( 令和 5 年 )  |
|                             |             |
| d. 設備                       |             |
| ○ 建築設備計画基準                  | ( 令和 3 年 )  |
| ○ 建築設備設計基準                  | ( 令和 3 年 )  |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）      | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）    | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）      | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）      | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）    | ( 令和 4 年 )  |
| ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）      | ( 令和 4 年 )  |
| ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準          | ( 平成 28 年 ) |
| ○ 建築設備耐震設計・施工指針             | ( 2014 年版 ) |
| ○ 建築設備設計計算書作成の手引            | ( 令和 3 年 )  |
|                             |             |
| e. 設備積算                     |             |
| ○ 公共建築設備数量積算基準              | ( 令和 5 年 )  |
| ○ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）    | ( 令和 5 年 )  |
| ○ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）       | ( 令和 5 年 )  |